

議案第24号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月1日

高根沢町長 加藤公博

記

1 放棄する権利

宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業における徴収清算金に係る債権

2 放棄する権利の件数及び債権額

(1) 件数 147件

(2) 債権額 2,846,343円

3 放棄の理由

当該債権の額の算定基礎である計画地積と施行後地積の誤差について、その誤差が生じた原因を特定できないため。

権利の放棄について

1 概要

高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の徴収清算金に係る権利（債権）を放棄するものです。

2 計画地積と施行後地積における誤差について

長年にわたって実施されてきた本事業において、換地処分を行うにあたり、確定測量を実施したところ、表1に記載のとおり、計画地積と施行後地積の種目別地積に 22.17 m²の誤差が生じています。

表1 計画地積と施行後地積の種目別地積

種 目		計画地積 (m ²)	施行後地積 (m ²)
公共用地	国有地	3,285.00	— (※1)
	地方公共団体所有地	57,650.99	60,710.65
	計	60,935.99	60,710.65
宅地	民有地	157,009.75	157,585.35
	町有地	6,000.00	5,590.84
	計	163,009.75	163,176.19
保 留 地		9,065.79	9,144.00
測 量 増		—	2.86 (※2)
総 計		233,011.53	233,033.70
差			22.17

※1 国有地は地方公共団体所有地へ移行。

※2 測量による地積計算は座標を基に小数点第7位まで計算されますが、登記は小数点第2位までとなるため、小数点第3位以下を切り捨てた合計値 2.86 m²が測量増となります。

この誤差が生じた要因は、

- ① 工事施工の誤差
- ② 測量の誤差
- ③ 東日本大震災における地殻変動 等

であるとの本事業に係るコンサルタントの見解を得ています。

(ただし、あくまで推測の域を出ておりません。)

3 誤差を解消するための土地区画整理法第 94 条の規定に基づく清算について

上記の誤差を解消するため、施工誤差での面積増を踏まえて、土地区画整理法第 94 条の規定に基づき、清算処理を行うこととなりますが、

- ① 計画地積と施行後地積の誤差が生じた原因が特定できないこと。
- ② 円滑な換地処分と早急な事業完了を目指す必要があること。

等の理由により、

地積が減った地権者 → 清算金を交付する。

地積が増えた地権者 → 清算金を徴収しない。

こととし、地積が増えた地権者については、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づく権利（債権）の放棄を行います。

○権利（債権）の放棄の件数及び額

件数 147 件

額 2,846,343 円

【参考】

権利（債権）の放棄以外の清算金の徴収及び交付について

	徴収※	交付
件数	6 件	131 件
金額	2,644,664 円	14,689,562 円

※本人希望による増換地等に係る清算であるため徴収するものです。